東郷町子どもの権利に関する条例について

1 条例制定の背景

第二次大戦後、日本国憲法の精神に基づき子どもたちの自由と開放を目指して、1947年に「児童福祉法」、1951年に「児童憲章」が制定された。また、国連は1959年に「児童権利宣言」を制定し、その後1989年に「子どもの権利条約」を採択、日本は1994年に批准した。

近年の子どもの権利に関する法令制定等の動きは、特に自治体レベルで活発であり、2000年に神奈川県川崎市が子どもの権利を総合的に保障する「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定して以降、子どもの権利に関する条例を制定する自治体が増えている。

2 条例制定の目的

児童憲章及び児童の権利に関する条約の理念を基本として、子どもの権利 を保障するとともに、町、保護者、学校等、地域住民、事業者の責務を明ら かにし、全ての子どもが健やかに成長することができるまちを実現する。

3 条例施行日

平成26年4月1日施行予定

4 関係法令等

日本国憲法、児童憲章、子どもの権利条約、児童福祉法、町民憲章

5 検討組織

(1) 策定検討委員会

ア 所掌事項

東郷町子どもの権利に関する条例の制定に関して、必要な事項を検討協議し、町長に意見を述べる。

イ 開催予定

6月・9月・10月・11月の4回

ウ 構成委員(案)

学識経験者、民生委員・児童委員協議会会長、人権擁護委員、社会福祉協議会会長、子ども会育成会連絡協議会会長、小中学校校長会代表、小中学校PTA代表、町私立幼稚園・保育園代表、町立保育園父母の会代表、県中央児童・障害者相談センター代表

(2) 庁内連絡会議

ア 所堂事項

東郷町子どもの権利に関する条例策定検討委員会の検討状況を把握するとともに、必要に応じて行政の視点から検討を行う。

イ 開催予定

3月・9月・10月の3回

- 6 制定までのスケジュール (案)
 - (1) 策定検討委員会(4回程度:6月、9月、10月、11月)
 - (2) 庁内連絡会議(3回程度:3月、9月、10月)
 - (3) 町民アンケート・分析(6月~8月)
 - (4) ワークショップ(8月)
 - (5) 政策会議(11月~12月、1月)
 - (6) パブリックコメント(12月)
 - (7) 議会上程(平成26年3月)
 - (8) 条例施行(平成26年4月)

7 町民アンケート

- (1) 对 象 小学校5年生、中学校2年生、一般町民(1,000人)
- (2) 実施時期 6月~7月
- (3) 内 容 別紙(案)のとおり
- 8 ワークショップ
 - (1) 日 時 8月下旬(半日)
 - (2) 对 象 町内中学校2年生(各校5名程度)
 - (3) 内容 自己紹介、グループワーク、グループ発表、講評
- 9 条例の主な内容(案)
 - (1) 子どもの権利の保障に関すること。
 - (2) 子どもの権利に関すること。

【4つの権利:①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利】

- (3) 虐待や暴力、体罰、いじめの救済に関すること。
- (4) 町、保護者、地域、学校等、事業者の責務に関すること。
- (5) 子どもの権利を考える月間に関すること。
- (6) 子ども子育て会議に関すること。

10 近隣市町の状況

- (1) 豊田市子ども条例(平成19年10月9日施行)
- (2) なごや子ども条例(平成20年4月1日施行)
- (3) 岩倉市子ども条例(平成21年1月1日施行)
- (4) 日進市未来をつくる子ども条例(平成22年4月1日施行)
- (5) 知立市子ども条例(平成24年10月1日施行)